

転入・転出の届け出は、出張所でも受け付けています

内容 4月は、転入・転出などで、市役所の窓口が混み合います。お近くの出張所もご利用ください。

◆出張所でできること

- ◆各種証明書交付
住民票の写し・印鑑登録証明書・各種税証明書・戸籍(全部事項証明・個人事項証明・附票)など
- ◆住民異動届
転入・転出・転居届など
※マイナンバーカードや住基カードを利用した一部の届け出は受け付けできません。
- ◆国民健康保険 資格取得・喪失に関する届
- ◆国民年金 資格取得届
- ◆市税や上下水道料金の収納

◆土曜日の窓口業務について

市民課は、毎週土曜日(年末年始・祝日を除く)に一部窓口業務を実施しています。

開庁時間 8時30分～12時

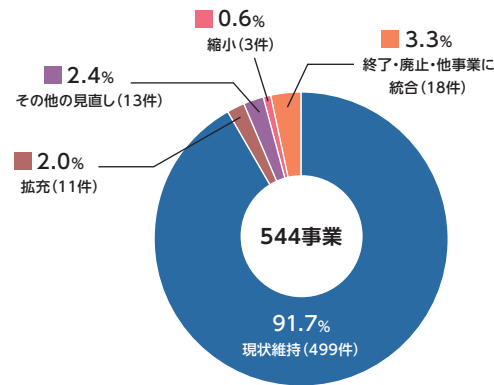
業務内容 住民異動届・印鑑登録・戸籍届・各種証明書の交付など

※各種申請受け付けの際は、運転免許証などで本人確認を行います。

令和3年度行政評価の結果をお知らせします

内容 評価結果に基づいた事務事業の改善・改革を進め、市民サービスの充実に努めます。

◆継続事業



◆新規事業として採用した主な事業

- ・第2子目保育料無料化事業
- ・おおむらデジタルライブラリー事業
- ・中学校部活動推進事業
- ・ミライへつなぐ学校教育検討事業

[拡充]とした主な事業

- ・子どもの居場所づくり事業
- ・待機児童解消緊急保育士確保事業
- ・奨学金事業
- ・高齢者地域ネットワーク事業
- ・地域防災推進事業
- ・大村の農業を新たに担う「担い手」づくり事業
- ・地域公共交通確保維持改善事業
- ・野良猫対策事業

[その他の見直し]とした主な事業

- ・小中学校連携・一貫教育事業
- ・デジタル活用促進事業
- ・4R推進事業
- ・移住・定住促進事業

[縮小]とした主な事業

- ・東京事務所運営管理事業

[終了・廃止・他事業に統合]とした主な事業

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック事業
- ・都市計画マスタープラン策定事業
- ・アジア国際戦略推進事業
- ・大村湾経済圏構想事業

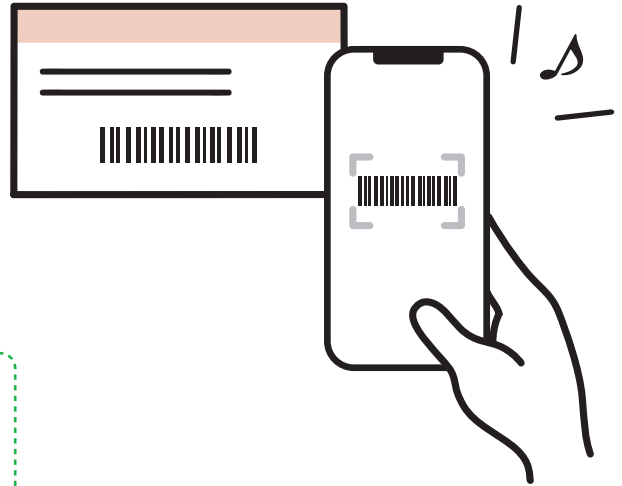
保育料・学校給食費・住宅使用料・後期高齢者医療保険料がスマートフォンで納付できるようになります

内 容 スマートフォンの決済アプリを利用することで、いつでもどこでも簡単に納付できます。

開 始 日 4月1日(金)～

手 数 料 無料(通信料は利用者負担となります。)

必要なもの 納付書、スマートフォンまたはタブレット端末



対象となる料金など

- ・ 保育料
- ・ 学校給食費
- ・ 住宅使用料
- ・ 後期高齢者医療保険料

利用できるスマートフォン決済アプリ

- PayPay請求書払い
- LINE Pay請求書支払い
- PayB
- 支払秘書



◆利用方法

- ①専用アプリをダウンロードし、利用登録などを行う。
 - ②アプリを起動し、納付書に印字されたコンビニ収納用バーコードを読み取る。
 - ③納付内容を確認し、決済を行う。
- ※利用方法は、各アプリの公式サイトに詳しく記載されています。

◆注意事項

次の納付書は利用できません。

- 納期限を過ぎたもの
- バーコードの読み取りができないもの

※領収書は発行されませんので、納付履歴は各アプリの利用明細で確認してください。

※領収書が必要な人は、金融機関やコンビニエンスストアなどで現金で納付してください。

◆お問い合わせ

保育料●こども政策課 ☎54・9100

学校給食費●学校給食センター ☎54・8811

住宅使用料●建築課(内線441)

後期高齢者医療保険料●国保けんこう課(内線110)

